

松戸市市有建築物耐震対策要綱

松戸市街づくり部

松戸市市有建築物耐震対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阪神・淡路大震災を貴重な教訓とし、将来予想される大地震に備え既存建築物の耐震性を把握し、災害を未然に防止するために必要な耐震対策を講ずることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物

昭和56年5月31日以前に新築、増築又は改築した市有建築物（昭和56年5月31日において工事中の建築物を含む。）のうち別表に掲げるものをいう。

(2) 耐震指標

建築物の耐震安全性を表わす指標をいう。

(3) 耐震診断

建築物が保有する耐震性能を相対的な耐震指標で評価することをいう。

(4) 耐震判定

相対的な耐震指標を基礎とし、これと建築物の構造特性を考慮して、耐震性能を判定することをいう。

(5) 耐震評定

耐震診断及び耐震改修に係る補強設計の適否について、公的機関の判定を受けることをいう。

(6) 耐震改修

耐震判定により耐震性能が十分でなく、補強が必要とされた建築物について補強工事をすることをいう。

(7) 耐震対策

耐震診断及び耐震判定により、建築物の耐震性能を確認し、又は耐震改修によって建築物の耐震性能をより向上させることをいう。

(耐震診断及び耐震改修の基準)

第3条 耐震診断及び耐震改修の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修の基準は、原則として財団法人日本建築防災協会発行の「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説(1996)」及び文部省大臣官房文教施設部の「屋内運動場の耐震性能診断基準」に準拠する。
- (2) 鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断及び耐震改修の基準は、原則として「建築物の耐震改修の促進に関する法律第3条の規定に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針(平成7年建設省告示第2089号)」及び財団法人日本建築防災協会発行の「改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物耐震診断基準及び同耐震改修設計指針」に準拠する。
- (3) 鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断及び耐震改修の基準は、原則として「建築物の耐震改修の促進に関する法律第3条の規定に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」及び財団法人日本建築防災協会発行の「改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物耐震診断基準及び同耐震改修設計指針」に準拠する。

(耐震対策の実施)

第4条 市長は、既存建築物の耐震性を把握するため、対象建築物について耐震診断及び耐震判定を実施するものとする。

- 2 市長は、耐震診断及び耐震判定の結果に基づき、耐震改修等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、耐震改修の実施に当たり必要があると認めるときは、耐震評定を受けるものとする。

(耐震診断及び耐震改修の実実施計画の策定)

第5条 市長は、耐震診断及び耐震改修を効果的に実施するため市有建築物耐震改修推進委員会における協議に基づき実施計画を策定するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、耐震対策の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(1)	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条に定める建築物
(2)	松戸市地域防災計画に定める防災拠点、応急救護所、避難場所等で震災時に災害対応拠点となる建築物
(3)	前号に定めるもののほか震災時における防災上重要な建築物であつて、延べ面積200平方メートル以上又は階数が2以上のもの
ただし、上記2号及び3号に定めるもののうち民間建築物内の市有施設並びに木造及びプレハブ構造等の構造上簡易な建築物は除く。	

耐震診断及び耐震改修の実施に係る基本方針

1. 耐震診断を実施する際の優先順位の方針

- 1) 多数の市民に利用されていることや、震災時に重要な災害対応拠点であるか、
- 2) 竣工年が古いか、
- 3) 構造上のバランスが悪いが、
- 4) 規模、用途上の必要性が高いか、

以上の項目を総合的に検討し耐震診断の実施計画案を作成する。

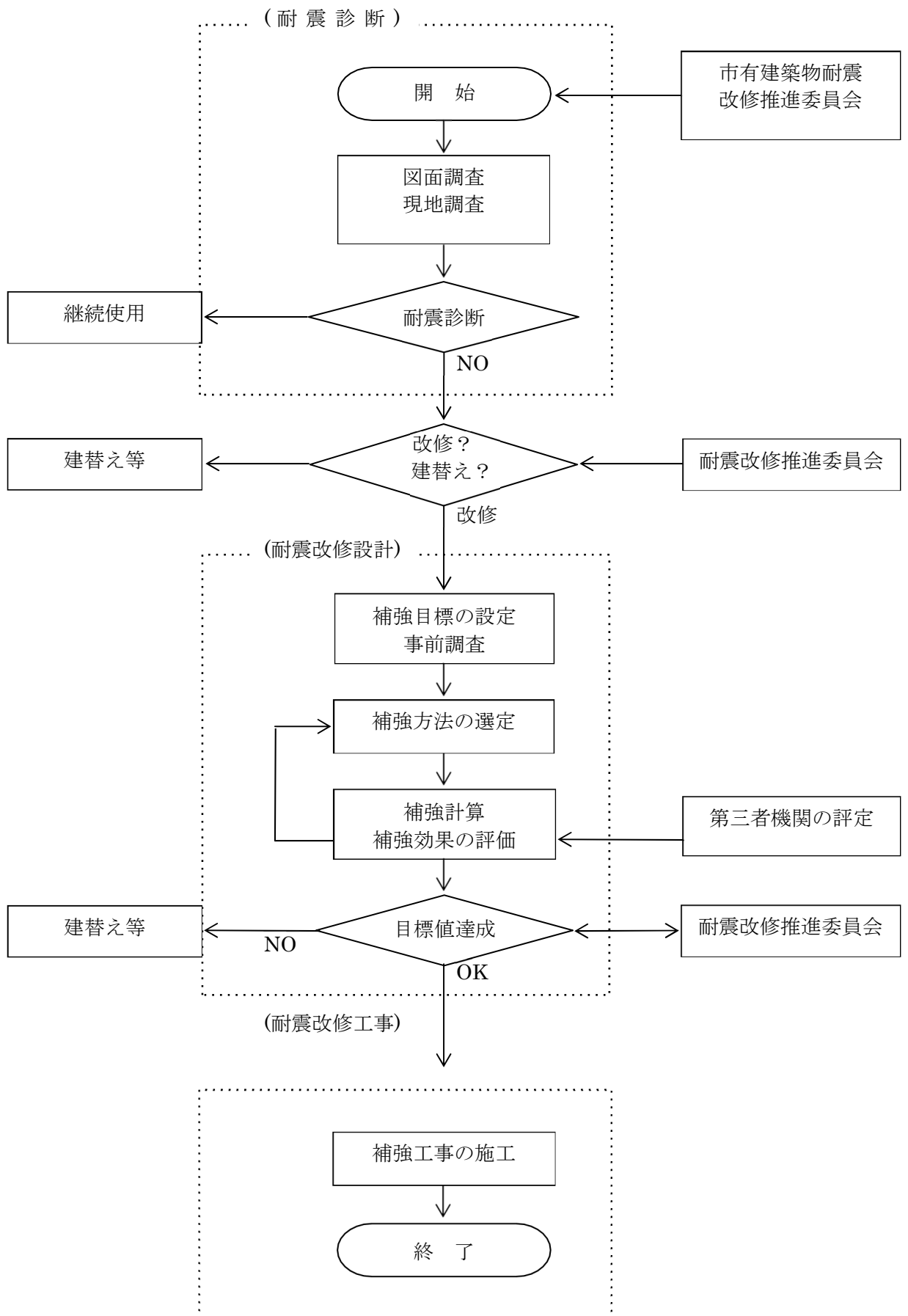
2. 耐震改修を実施する際の優先順位の方針

- 1) 構造耐震指標（ I_s 値）が低い順であるかどうか、
- 2) 耐震診断判定フローの耐震性能区分が悪い順であるかどうか、
- 3) 多数の市民に利用されていることや、震災時に重要な災害対応拠点であるか、
- 4) 構造上のバランスが悪い建物であるかどうか、
- 5) 規模、用途上の必要性が高いかどうか、
- 6) 老朽化等改修の必要性が高いかどうか、
- 7) 特定建築物であるかどうか
- 8) その他施策上実施の必要性が高いかどうか、

以上の項目を総合的に検討し耐震改修の工事計画案を作成する。

これらの計画案について「市有建築物耐震改修推進委員会」で協議の上決定していく。

「耐震診断及び耐震改修の実施フロー」



建築物耐震診断に係る耐震判定指標及び耐震判定基準

- 1 (1) 建物の各階の構造耐震指標(Is)とこれに対応する構造耐震判定指標(Iso)とを用いて行う。

$$Is \geq Iso \quad \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \quad (1-1)$$

Is : 構造耐震指標といい構造体の耐震性能を表わす。

Iso : 構造耐震指標に基づいて耐震安全性を判定する指標

$$Iso = Es \cdot Z \cdot G \cdot U$$

Es : 耐震判定基本指標 (応答と対応する判定のための基本的な指標)

Z : 地域指標 (地震活動度や地震動の強さによる補正係数)

G : 地盤指標 (地盤・地形・地盤と建物の相互作用などによる補正係数)

U : 用途指標 (建築物の用途などによる補正係数)

※本市において Iso については文部省耐震補助事業における対象数値を採用して行うことを原則とする。

第一次診断用構造耐震判定指標 $Iso = 0.9$

第二・三次診断用構造耐震判定指標 $Iso = 0.7$

- (2) 建物の各階の保有している強度の算定を行う。

$$\left. \begin{array}{l} q \geq 1.0 \quad (S \text{ 造}) \\ q \geq 1.0 \text{ or } CT \cdot SD > 0.3 \quad (RC \text{ 造}) \\ q \geq 1.0 \text{ or } CT \cdot SD > 0.25, 0.28 \quad (SRC \text{ 造}) \end{array} \right\} (1-2)$$

q : 水平耐力指標 (保有水平耐力に係る指標)

CT : 累積強度指標

SD : 形状指標

- (3) (1-1) 式及び(1-2) 式を満たしていれば「安全 (想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している)」とし、満たしていなければ「耐震性に疑問あり」と判断する。

- 2 1 (1)及び(2)を算定し、建築物の構造特性を考慮の上、「耐震診断判定フローチャート」に基づき耐震性について判定を行う。

建築物耐震改修設計に係る耐震判定指標

1 耐震改修設計の診断次数

第二次診断法を採用する。

ただし、建物の構造上、用途上等で特に必要な場合は第三次診断を採用する。

2 建物の各階の補強目標の設定

建築物耐震改修に係る場合の目標値は下記各号の値を満足するようにする。

- (1) 建物の各階の構造耐震指標(I_s)とこれに対応する構造耐震判定指標(I_{so})とを用いて行う。

$$I_s \geq I_{so}$$

$$I_{so} = E_s \times Z \times G \times U$$

$$I_{so} \geq 0.6 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.25 \text{ or } 1.0$$

多数の市民に利用されている施設又は震災時に災害対応拠点となる施設

$$I_{so} = 0.75 \quad (U=1.25)$$

上記以外の施設

$$I_{so} = 0.60 \quad (U=1.00)$$

I_s : 構造耐震指標といい構造体の耐震性能を表わす。

I_{so} : 構造耐震指標に基づいて耐震安全性を判定する指標

E_s : 耐震判定基本指標 (応答と対応する判定のための基本的な指標)

Z : 地域指標 (地震活動度や地震動の強さによる補正係数)

G : 地盤指標 (地盤・地形・地盤と建物の相互作用などによる補正係数)

U : 用途指標 (建築物の用途などによる補正係数)

- (2) 建物の各階の保有している強度の算定を行う。

$$q \geq 1.0 \quad (\text{S 造})$$

$$q \geq 1.0 \text{ or } CT \cdot SD > 0.3 \quad (\text{RC 造})$$

$$q \geq 1.0 \text{ or } CT \cdot SD > 0.25, 0.28 \quad (\text{SRC 造})$$

q : 水平耐力指標 (保有水平耐力に係る指標)

CT : 累積強度指標

SD : 形状指標

3 原則として第三者機関の評定を受けるものとする。